

沿岸広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年3月4日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1） 路線名 340号
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 気仙郡住田町世田米字山谷102番1地先から97番9地先まで
 - イ 気仙郡住田町上有住字葉山1番4地先から字山脈地20番6地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月4日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 2（1） 路線名 343号
 - （2） 供用開始の区間 陸前高田市矢作町字越戸内173番1地先から110番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月4日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 3（1） 路線名 397号
 - （2） 供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林63林班は1小班地先内
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月4日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで